

総 務 委 員 会 資 料

● 所管事務の調査（報告）

川崎市債権管理条例の制定について

資料1 川崎市債権管理条例の制定について

資料2 川崎市債権管理条例の制定について
【パブリックコメント手続用資料】

川崎市債権管理条例の制定について

I これまでの取組と滞納債権の推移

【取組】

平成19年 3月：保育料の未納問題が全国的に顕在化 ⇒ 本市においても保育料未納問題に対する取組を強化
 平成20年 3月：第3次行財政改革プランに基づき「滞納債権対策会議」設置
 平成20年 4月：財政局に「滞納債権対策室」を新設し、「滞納債権対策基本方針」を策定
 ⇒市税を除く11債権約190億円の滞納債権について、本格的な徴収強化の取組により、以後3年間で収納率の向上と適正な欠損処理により、30%の削減を目指す。

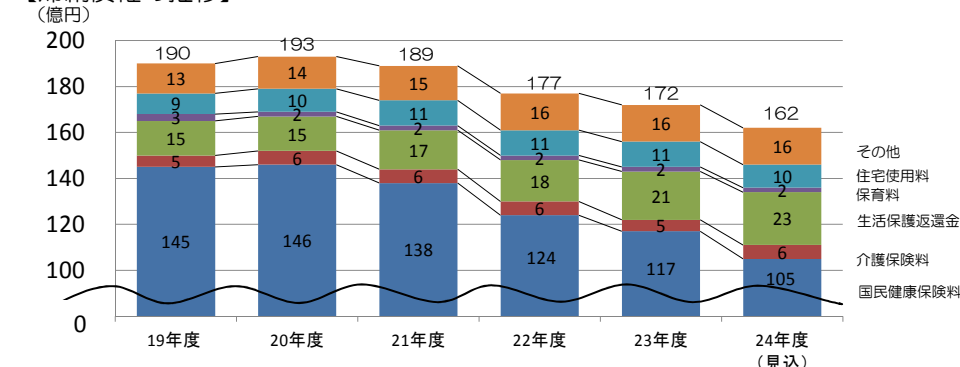


滞納債権対策会議の開催及び各所管局の滞納債権対策の取組強化

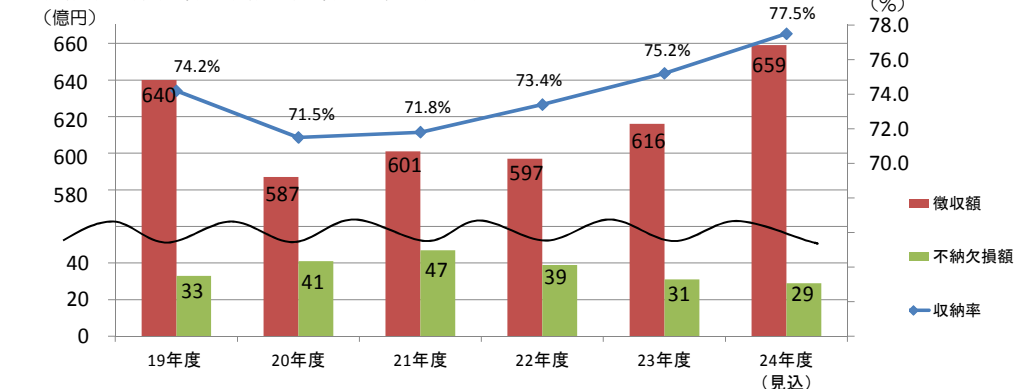
<主な徴収強化策>
 国保：各区に収納係を新設、滞納処分の強化等
 介護：滞納処分の強化、コールセンターによる電話催告等
 住宅：裁判所を活用した強制執行等
 病院：コンビニ、クレジット納付の導入等

平成23年 8月：平成22年度滞納債権が約177億円（約7%の削減） ⇒ 取組強化の継続
 平成25年 3月：平成24年度滞納債権が約162億円（約15%の削減）見込み ⇒ 国保料（▲28%）、保育料（▲34%）は滞納処分の強化により未納債権が大幅に縮減
 ・母子寡婦福祉資金貸付金などの私債権は、明らかに徴収不能な債権が累積

【滞納債権の推移】



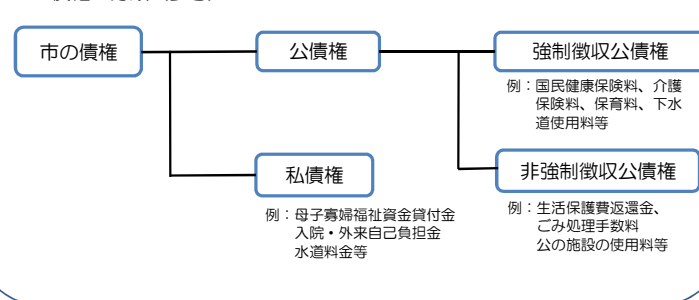
※ 収納率、徴収額、不納欠損額の推移 (参考)



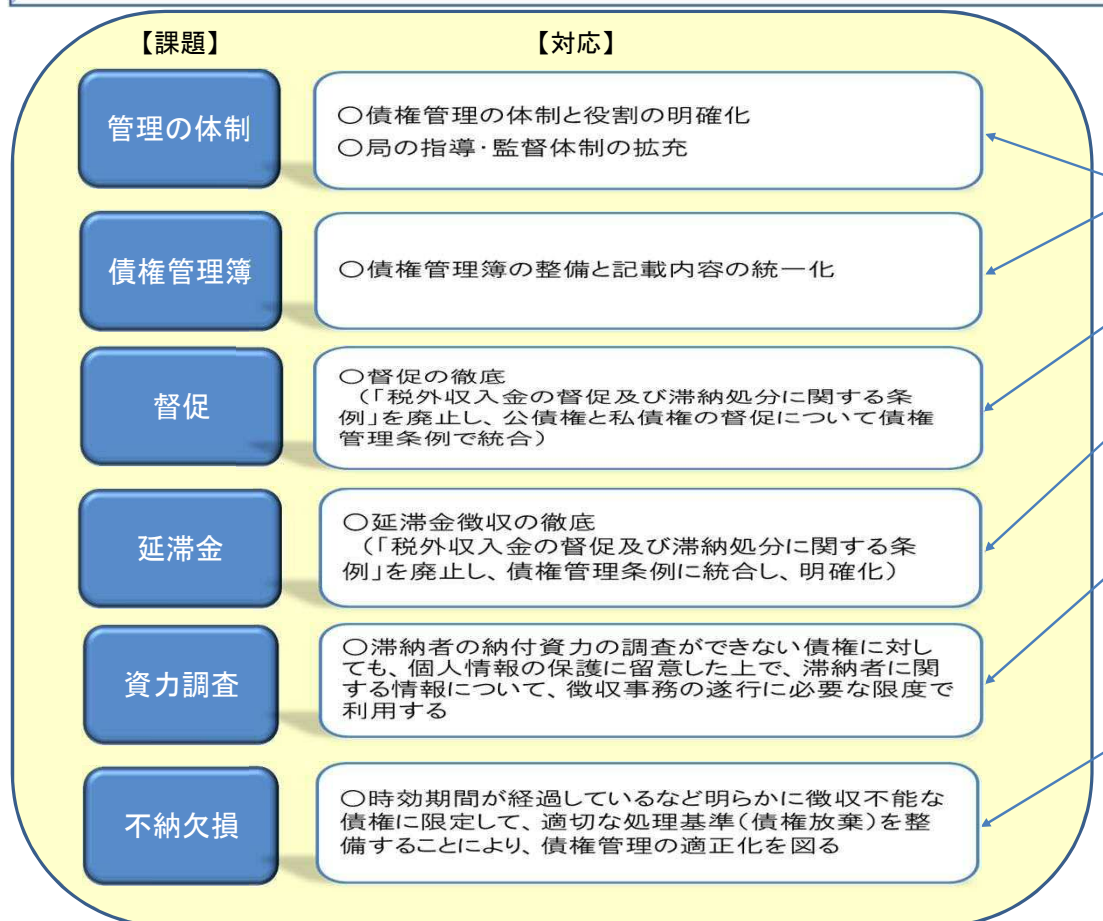
II 条例制定の趣旨

本市では、これまでの5年間、国民健康保険料などの滞納債権の徴収を強化したことにより、一定の効果がありましたが、一方で、債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権の分類に応じた取扱いの明確化などの従来の制度運用上の課題が顕在化しています。
 さらに滞納債権の縮減を図るためには、こうした課題に的確に対応するとともに、徴収不能な債権の適切な処理基準を明確化する必要があることから、このたび、債権管理条例を制定するものです。併せて、現行の「川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」は廃止します。

※ 債権の分類 (参考)



III 条例制定の課題と対応



IV 債権管理条例 (案) の概要

- 【1 目的】**
市の債権(市税を除く)の管理に関する事務に関して必要な事項を定めることにより、市民負担の公平の確保及び円滑な財政運営に資することを目的とする。
- 【2 債権管理の適正化のための取組の推進】**
市長等は、債権管理の適正化のために必要な取組を推進するものとする。
- 【3 督促】**
納期限までに納付しない者がいるときは、督促状によって督促する。
- 【4 延滞金の徴収及び減免】**
延滞金の徴収及びその計算方法に関して定めるとともに、延滞金の減免に関する規定を整備する。
- 【5 滞納者情報の利用】**
債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、その保有する滞納者の氏名その他滞納者に関する情報を関係課で利用することができる。
- 【6 債権の放棄】**
適正な債権管理を行うために、以下の事由に該当した場合に限定して、債権を放棄する。
 ①消滅時効が完成している場合(債務者に納付の意思がある場合を除く)
 ②破産法その他の法律の規定により債務者がその責任を免れた場合
 ③債務者である法人が破産手続廃止決定を受けた場合
- 【7 施行日】**
条例公布の日から6ヶ月以内で、規則で定める日

※ 債権管理の流れ (参考)



効果

- 市民負担の公平の確保
- 円滑な財政運営

川崎市債権管理条例の制定について

～市民の皆様の御意見を募集します～

川崎市では、市の債権（市税を除く）の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、市民負担の公平を確保し、円滑な財政運営に資することを目的とする「川崎市債権管理条例」の制定について、市民の皆様からの御意見を伺うため、パブリックコメントを実施いたします。

1 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント実施日程

平成25年6月18日（火）から平成25年7月18日（木）まで

(2) パブリックコメント結果の公表予定時期

平成25年8月下旬

2 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、総務局市民情報室（市民の声担当）、財政局滞納債権対策室

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」、「住所」、「氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先」を明記のうえ、御意見をお寄せください。

(1) 郵送・持参・FAX

【川崎市債権管理条例の制定について】

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

財政局滞納債権対策室（川崎市役所本庁舎北館3階）

FAX：044-200-3907

(2) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御活用ください。

（添付資料）

川崎市債権管理条例の制定について

（問い合わせ先）

川崎市財政局滞納債権対策室 電話 044-200-2338

川崎市債権管理条例の制定について

I 条例制定の背景

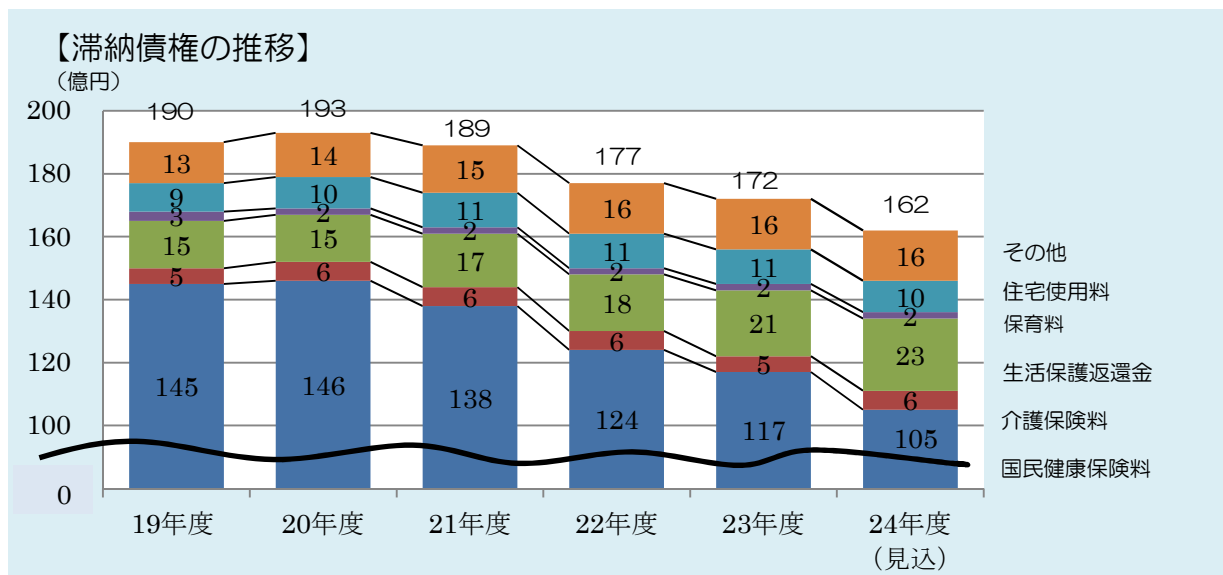
金銭の給付を目的とする本市が保有する権利(以下「市の債権」といいます。)¹は、市税や国民健康保険料のほか、公の施設の使用料、ごみ処理手数料、貸付金等の償還金など、多岐にわたります。

これらの「債権管理²」を適正に行うことは、市民負担の公平の確保と円滑な財政運営につながります。

本市では、平成20年3月に市の債権(市税を除く)について、第3次行財政改革プラン³に基づき「滞納債権対策会議」を設置し、同年4月に財政局に「滞納債権対策室」を新設しました。さらに、策定した「滞納債権対策基本方針」に基づき、平成19年度決算における11債権⁴約190億円の滞納債権について、滞納債権対策の取組強化を図っているところです。

これまでの5年間、国民健康保険料などの滞納債権の徴収を強化したことにより、一定の効果がありました。一方、債権管理の手順の統一化、基準の明確化、公債権と私債権⁵の分類に応じた取扱いの明確化などの従来の制度運用上の課題が顕在化してまいりました。

さらなる滞納債権の縮減を図るためには、こうした課題に的確に対応するとともに、徴収不能な債権の適正な処理基準を明確化する必要があることから、このたび、「川崎市債権管理条例」を制定するものです。



1 地方自治法第240条

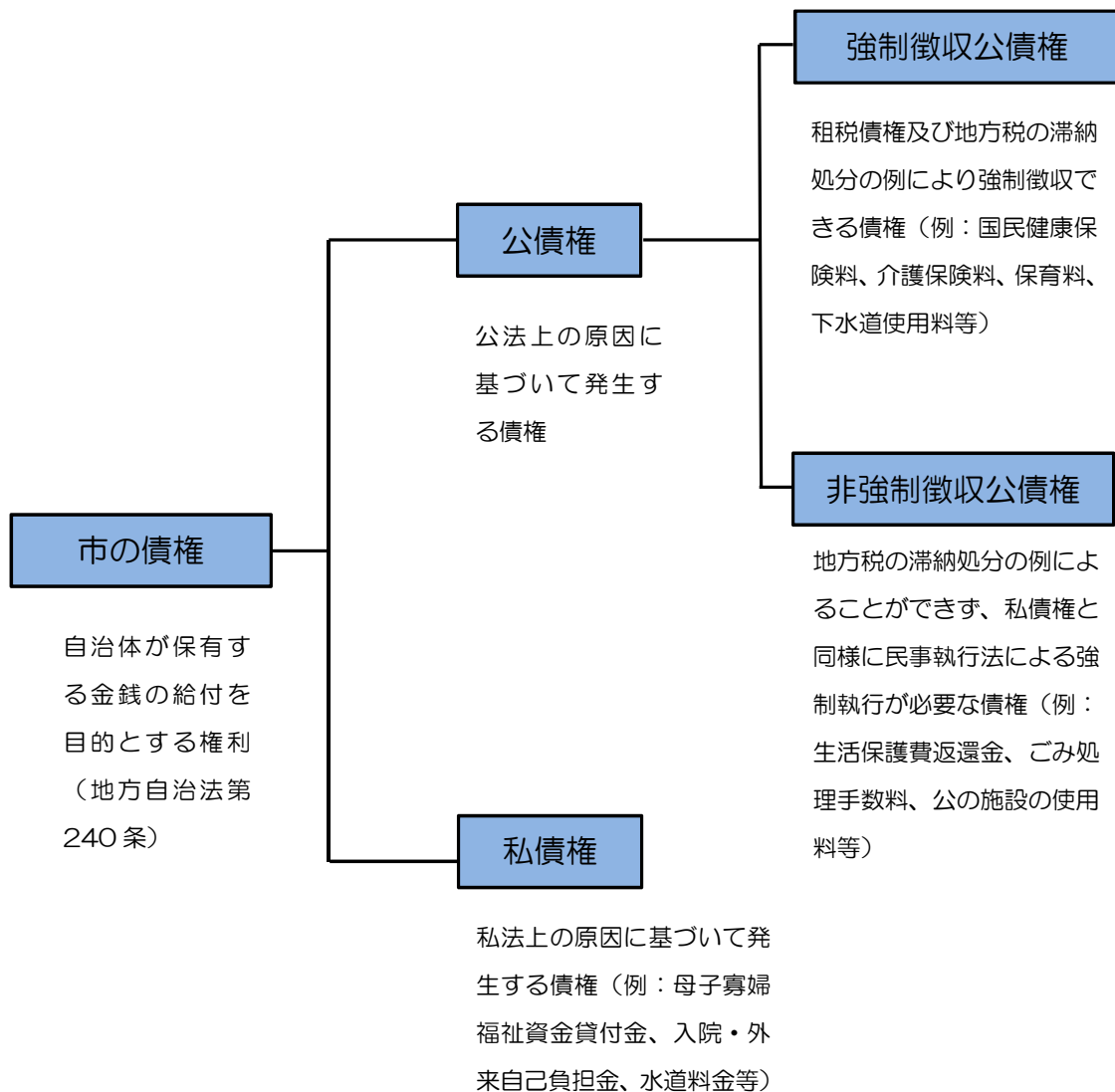
2 債権が発生してから消滅するまでの一連の事務手続きを言い、債権発生時に行う納入の通知や台帳の作成・管理、滞納となった場合の督促や徴収手続きなどのこと

3 健全で持続可能な行財政基盤の確立に向け、平成20年度から平成22年度までの3年間を取組期間とした「新行財政改革プラン」のこと

4 国民健康保険料、介護保険料、生活保護費返還金、要保護世帯奨学資金貸付金、高齢者住宅整備資金貸付金、母子寡婦福祉資金貸付金、保育料、住宅使用料、ごみ処理手数料、入院・外来自己負担未収金

5 次ページの「Ⅲ 債権の分類」参照

Ⅱ 債権の分類



Ⅲ 対象債権

条例（案）では、全ての市の債権を対象とします。

※ただし、地方税法の規定に基づく徴収金⁶に係る債権を除きます。

Ⅳ 債権管理の基本原則

各債権に適用される法令の規定に従い、適正な債権管理と効率的・効果的な債権回収を行います。

また、納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法に基づき厳格に対処することを基本とします。

なお、あらゆる手段を尽くしても、なお徴収不能な債権については、債権放棄を行い、欠損処理を行うことにより、適正な債権管理を行います。

6 地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費のこと

V 債権管理の流れ



VI 債権管理の具体的な取組

※黄色の網掛け部分は、条例（案）に規定する項目です。

(1) 日常の管理

ア 納入の通知

納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知します。

イ 台帳の整備

債権を適正に管理するため、債権の種類、金額及び履行期限、債務者の氏名（名称）・住所（所在地）、債務の履行履歴及び督促状等の処理状況、債務者との交渉記録などを記載する債権管理台帳を整備します。

(2) 債権回収

ア 督促

履行期限までに納付されないときは、法令の規定に基づき、早期に書面による督促を行います。

イ 催告

督促を行っても、なお滞納となっている場合には、早期に文書・電話・訪問等による催告を行い、速やかな納付又は納付交渉につなげます。

ウ 各種調査

・納付資力の調査

納付交渉や調査等を通じて、所得や財産の状況を把握し、納付資力の見極めを行ったうえで、各滞納者に対する徴収方針を定めます。

・滞納者情報の利用

非強制徴収公債権及び私債権（以下「私債権等」といいます。）については、法令に基づく調査権限がないため、滞納者と接触がとれない場合等は、納付資力を見極めるための情報を得ることができません。

そこで、他の債権で保有している滞納者情報を利用することにより、滞納者の状況等を把握し、滞納債権の徴収に活用することとします。

エ 延滞金の徴収

公債権について、本来の納期限経過後に納付された場合は、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、延滞金を徴収します。

オ 債権の保全

債務者が破産するなど、債権回収が困難となる危険が生じた場合には、配当手続きに参加し、債権の保全を図ります。

また、裁判上の請求⁷や債務承認⁸等によって時効を中断⁹して、時効期間経過により債権が消滅することを防ぎます。

カ 強制徴収等

納付資力がありながら、納付しない滞納者に対しては債権の種類に応じて、次の徴収手続きを行います。

- ・強制徴収公債権については、差押え・換価等の滞納処分を行います。
- ・私債権等については、支払督促や強制執行など裁判所を活用した法的措置を行います。

キ 徴収の猶予等

滞納債権を一度に納付する資力がない場合など、直ちに徴収することが困難であると判断した場合は、債権の種類に応じ、徴収猶予や履行延期の特約等¹⁰を適用し、徴収を猶予します。

7 訴訟の提起や支払督促の申立などの法的な手続きのこと。

8 債務者が自分に債務があることを認めること。具体的には、債務者が債権者に念書を差し入れるなど、直接債務の存在を認める行為のほか、利息を支払ったり、代金の一部を弁済したりする行為をした場合も、債務の承認があったものとされる。

9 時効の基礎となる一定の事実状態と相いれない事実（中断事由）が生じた場合に、時効の進行が中断されて、すでに経過した時効期間の効力が失われること。中断事由の終了後、改めて最初から時効期間が進行を開始する。

10 強制徴収公債権については、各法令や条例に規定する徴収猶予又は地方税法第15条の7に規定する処分停止を、非強制徴収公債権及び私債権については、地方自治法施行令第171条の5又は同法第171条の6に規定する徴収停止又は履行延期の特約等を適用する。

(3) 債権の消滅

ア 延滞金の減免

災害等のやむを得ない事由により履行期限までに納付できなかった場合には、減額や免除をすることができるようにします。

イ 債権の放棄

貸付金等の私債権は、未納の状態でも時効期間が経過しても、債務者の時効の援用¹¹がなければ債権は消滅しません。このため、債務者が行方不明の場合等、明らかに徴収の見込みがない一定の事由に該当するケースについては、債権を放棄し、適正な欠損処理を行うことにより、一層の債権管理の適正化を図ります。

Ⅶ 制定する条例（案）の概要

債権管理の基本原則（上記Ⅳ）に則って、具体的な取組（上記Ⅵ）を推進するために必要な条例（案）の概要は次のとおりです。

(1) 目的

市の債権（市税等を除く。）の管理に関し必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を図り、市民負担の公平の確保及び円滑な財政運営に資することを目的とする。

（解説）

市税等を除く全ての市の債権の管理について、債権の発生から消滅に至るまでの事務手続きに必要な事項を定め、適正な管理を行うことにより、市民負担の公平の確保と円滑な行財政運営に資することを目的とします。

なお、地方公営企業法の規定が適用される債権（水道事業会計、病院事業会計、交通事業会計）についても、この条例（案）が適用されます。

(2) 債権管理の適正化のための取組の推進

市長等は、債権管理の適正化のために、必要な取組を推進するものとする。

（解説）

市長等は債権の発生から消滅に至るまでの債権の管理に関する事務について、法令の定めるところにより、適正に行わなければなりません。

11 時効によって利益を受ける者（援用権者）が時効が成立したことを主張すること。

そのために、各局区における債権管理の体制や役割の明確化、指導監督体制の拡充を図るなど、適正な債権管理体制を構築して、今後の滞納債権対策の取組をより一層推進していきます。

(3) 督促

納期限までに納付しない者がいるときは、督促状によって督促する。

(解説)

督促とは、債務者がその納期限を過ぎても、債務の履行をしない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいいます。

督促は、私債権を含め、滞納債権の回収に向けた対応の第一歩であり、また、時効中断の効力を有すること、さらには、その後の徴収手続き（特に、強制徴収公債権においては滞納処分）に進むための重要な行為であることから、書面によって行うことを規定します。

※現行規定のある「川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」を廃止し、本条例（案）に統合します。

(4) 延滞金の徴収及び減免

延滞金の徴収に関して必要な事項を定めるとともに、延滞金の減免に関する規定を整備する。

(解説)

公債権について、納期限までに納められた方との公平を保つため、納付までの日数に応じて延滞金を徴収すること及びその計算方法等について、これまでより明確に規定します。

なお、延滞金の額については、地方税の延滞金と同一にすることが適当と考えています。

また、災害等のやむを得ない事由により履行期限までに納付できなかった場合には、減額や免除をすることができるようになります。

※現行規定のある「川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」を廃止し、本条例（案）に統合します。

(5) 滞納者情報の利用

債権の管理に関する事務を効果的に行う必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、その保有する滞納者に関する情報を関係課で利用することができることとする。

(解説)

債権の管理に関する事務を効果的に行うために必要な限度で、市税等の他の債権で保有する一定の滞納者情報（滞納者の連絡先や滞納状況など）を利用することについて規定します。

これにより、法令の規定による調査権限がなく、納付資力の調査ができない私債権等においても、滞納者の状況等を把握し、滞納債権の徴収事務に活用することが可能となります。

なお、滞納者情報の利用にあたっては、各種法令等の規定を遵守し、かつ外部等に情報の漏えいがないよう、個人情報管理に万全を期します。

(6) 債権の放棄

適正な債権管理を行うため、以下の事由に該当する場合に限定して、債権を放棄する。

- ①消滅時効が完成している場合
- ②破産法その他の法律の規定により債務者がその責任を免れた場合
- ③債務者である法人が破産手続廃止決定を受けた場合

(解説)

債権は全額回収することが原則です。

しかし、あらゆる手段を尽くしても、なお徴収の見込みのない債権（上記①～③の事由に該当した場合）については、適正な債権管理を妨げる要因となるため、明らかに徴収できない債権として放棄します。

①の場合

私債権は、債務者からの時効の援用がなければ、債権は消滅しません。しかし、債務者が納付の意思がある場合を除いて、消滅時効が完成した債権は、事実上徴収の見込みはありません。

②の場合

債務者が経済的に破綻し、破産法やその他の法律により、当該債務の弁済義務を免責された場合は、事実上徴収の見込みはありません。

③の場合

債務者である法人について、破産手続開始決定がなされたものの、破産手続廃止決定¹²を受けた場合も、事実上徴収の見込みはありません。

Ⅷ 今後のスケジュール

パブリックコメントで寄せられた意見を検討し、市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

その後、9月の議会に条例（案）を上程し、その議決を経て、条例公布の日から6ヶ月以内に施行する予定です。

12 裁判所が、債務者の全財産をもってしても破産管財人の報酬などの債務者の財産の管理・換価・配当等に要する費用を賄えないと判断した場合に破産手続の終了を決定すること。